県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○自然公園の公園事業の変更（自然保護課）…… 1
○公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…… 1
○公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…… 2
○道路の区域の変更（道路管理課）…… 2
○公共測量の実施の通知・３件（道路管理課）…… 2
○公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…… 3
公　告
○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…… 3
○開発行為に関する工事の完了・２件（建築指導課）…… 3
病院事業局事項
○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立八重山病院）…… 4
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立八重山病院）…… 5
監査委員事項
○包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表…… 6
選挙管理委員会事項
○沖縄県知事選挙に係る当選の効力に関する異議の申出に対する決定・２件…… 7

告　　示

沖縄県告示第382号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第９条第２項の規定により、沖縄海岸国定公園の公園事業を次のとおり変更した。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　変更した公園事業の名称　太田・瀬良垣集団施設地区宿舎事業
２　変更した公園事業の種類　宿舎
３　変更した公園事業の事業地　沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣

沖縄県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄県中部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　公共測量を実施する地域　糸満市及び豊見城市（保栄茂地区）
２　公共測量を実施する期間　令和８年10月23日から令和９年２月14日まで
３　作業種類　公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、宜野座村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　公共測量を実施した地域　宜野座村字松田
２　公共測量を実施した期間　令和８年６月８日から同年10月15日まで
３　作業種類　公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和８年11月６日から同月19日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　道路の種類　県道
２　路線名　大浜富野線
３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字宮良大座2073番290から 石垣市字宮良大座2073番302まで	15.7m～32.8m	172.8m
新	石垣市字宮良大座2073番290から 石垣市字宮良大座2073番302まで	14.3m～34.0m	172.8m

沖縄県告示第386号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　公共測量を実施する地域　うるま市
２　公共測量を実施する期間　令和８年10月23日から令和９年３月24日まで
３　作業種類　公共測量（２級基準点測量、３級基準点測量及び４級基準点測量）

沖縄県告示第387号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　公共測量を実施する地域　那覇市
２　公共測量を実施する期間　令和８年10月23日から令和９年３月24日まで
３　作業種類　公共測量（２級基準点測量及び４級基準点測量）

沖縄県告示第388号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄防衛局長

から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　公共測量を実施する地域　糸満市
２　公共測量を実施する期間　令和８年10月23日から令和９年３月24日まで
３　作業種類　公共測量（３級基準点測量及び４級基準点測量）

沖縄県告示第389号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、浦添市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　公共測量を実施する地域　浦添市前田二丁目、仲間二丁目及び字仲間
２　公共測量を実施する期間　令和８年10月７日から令和９年２月５日まで
３　作業種類　公共測量（基準点測量）

公　　告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、沖縄市から送付のあった中部広域都市計画広場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　都市計画の名称　沖１号銀天街多目的広場
２　縦覧場所　沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　開発許可年月日及び指令番号　令和元年11月５日　沖縄県指令土第773号、令和２年３月４日　沖縄県指令土第104号（変更）、令和３年３月26日　沖縄県指令土第260号（変更）、令和３年８月４日　沖縄県指令土第468号（変更）、令和４年９月16日　沖縄県指令土第689号（変更）、令和４年10月７日　沖縄県指令土第726号（変更）、令和５年12月５日　沖縄県指令土第699号（変更）、令和７年１月30日　沖縄県指令土第48号（変更）、令和７年６月18日　沖縄県指令土第488号（変更）、令和８年９月29日　沖縄県指令土第486号（変更）
２　開発区域に含まれる地域の名称　宮古島市伊良部字長浜前方原1639番１ほか５筆、1542番５ほか９筆のそれぞれの一部並びに1822番１地先及び1822番３地先（５工区及び６工区）
３　公共施設　なし
４　開発許可を受けた者の所在地及び名称　宮古島市平良字西里1140番地　宮古島市長　嘉数登
５　検査済証番号　令和８年10月８日　第5072号
６　工事完了年月日　令和８年９月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和８年11月６日

沖縄県知事　　古　　謝　　玄　　太

１　開発許可年月日及び指令番号　令和７年10月24日　沖縄県指令土第786号
２　開発区域に含まれる地域の名称　八重瀬町字外間後原116番１ほか８筆及び116番の一部
３　公共施設　なし
４　開発許可を受けた者の所在地及び名称　浦添市勢理客三丁目３番12号　那覇酒類販売株式会社　代表取締役　根路銘修
５　検査済証番号　令和８年10月19日　第5073号
６　工事完了年月日　令和８年９月28日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和８年11月６日

沖縄県立八重山病院長　　田　　仲　　斉

１　調達する物品等の種類　注射薬自動払出システム
２　一般競争入札に参加する者に必要な資格　次に掲げる要件を全て満たす者とする。
⑴　県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
⑵　過去２年間に、注射薬自動払出システム又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、２件以上の実績を有する者であること。
３　一般競争入札に参加することができない者　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者及び同条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
４　申請の方法等
⑴　申請の方法　この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により⑵に掲げる場所に提出するものとする。
ア　一般競争入札参加資格登録申請書
イ　その他入札説明書に定める書類
⑵　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
ア　一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段　沖縄県立八重山病院のホームページからダウンロードすること。
イ　申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先　沖縄県立八重山病院総務課　〒907－0002　石垣市字真栄里584番地１　電話番号0980－87－5557
⑶　申請書等の受付期間　この公告の日から令和８年12月16日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前９時から午後５時までとする。
⑷　申請書等に使用する言語及び通貨
ア　言語　日本語
イ　通貨　日本国通貨
５　入札参加資格の審査結果　直接又はメールにより通知する。
６　入札参加資格の有効期間　入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。
７　入札参加資格に係る登録事項の変更　入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
⑴　商号又は名称
⑵　住所又は所在地
⑶　氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
⑷　使用印鑑
⑸　法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

⑹　電話番号

８　入札参加資格の取消し等

⑴　入札参加資格の取消し等　入札参加資格を有する者が、３に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

⑵　入札参加資格の取消しの通知　入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

９　入札参加資格の適用範囲　この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立八重山病院が実施する注射薬自動払出システムに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和８年11月６日

沖縄県立八重山病院長　　田　　仲　　斉

１　入札に付する事項

⑴　調達する物品等の名称及び数量　注射薬自動払出システム　一式

⑵　調達する物品等の特質等　仕様書による。

⑶　納入の期限　令和９年３月31日

⑷　納入の場所　沖縄県立八重山病院

２　入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

⑴　入札に参加する者に必要な資格　令和８年11月６日付け沖縄県公報定期第5453号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による注射薬自動払出システムに係る入札参加資格を有すると認められた者

⑵　資格に関する文書を入手するための手段　沖縄県立八重山病院のホームページからダウンロードすること。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

⑴　時期　この公告の日から令和８年12月16日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　場所　沖縄県立八重山病院総務課　〒907－0002　石垣市字真栄里584番地１

４　契約条項を示す期間及び場所

⑴　期間　この公告の日から令和８年12月16日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで

⑵　場所　３⑵の場所

５　入札執行の日時及び場所

⑴　日時　令和８年12月21日（月曜日）午前11時30分

⑵　場所　沖縄県立八重山病院第３講堂

６　入札保証金　見積る契約金額の100分の５以上の金額を５⑴の日時までに３⑵の場所に納付すること。ただし、次の⑴又は⑵のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

⑴　保険会社との間に沖縄県立八重山病院を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

⑵　国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２か年の間に履行期限が到来した２以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

７　入札の無効　次の入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格のない者がした入札

⑵　同一人が同一事項についてした２通以上の入札

⑶　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札

⑷　入札書の表記金額を訂正した入札
⑸　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
⑹　入札条件に違反した入札
⑺　連合その他不正の行為があった入札
⑻　入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

８　入札説明書及び仕様書の交付

⑴　入札説明書及び仕様書を交付する期間　この公告の日から令和８年12月16日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前９時から午後５時まで
⑵　入札説明書及び仕様書を交付する場所　沖縄県立八重山病院のホームページからダウンロードすること。

９　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10　契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

⑴　名称　沖縄県立八重山病院総務課
⑵　所在地　〒907－0002　石垣市字真栄里584番地１

11　契約の手続において使用する言語及び通貨

⑴　言語　日本語
⑵　通貨　日本国通貨

12　その他必要な事項

⑴　入札書の提出の方法　入札書は、郵送による場合を除き、５⑴の日時に５⑵の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
⑵　郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア　期限　令和８年12月18日（金曜日）午後５時
イ　方法　簡易書留郵便により３⑵の場所に提出すること。
⑶　最低制限価格　設定しない。
⑷　その他　詳細は、入札説明書による。

13　Summary

⑴　ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Autometed Injectable Medicine Dispensing System 1 Set
⑵　DATE AND TIME FOR BIDS
11:30 a.m. December 21, 2026
⑶　CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital
584-1 Maezato Ishigaki City　Okinawa,　907-0002　Japan
Telephone　0980-87-5557

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第７号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、令和８年８月24日付け教総第652号で沖縄県教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和８年11月６日

沖縄県監査委員　　渡　嘉　敷　　道　夫

沖縄県監査委員　川　畑　順　義
沖縄県監査委員　又　吉　清　義
沖縄県監査委員　喜　友　名　智　子

－令和３年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	【沖縄県立名護青少年の家】 受益者負担の原則の考え方を踏まえ、利用料金、受益者負担割合の見直しを検討されたい。	受益者負担の原則の考え方を踏まえて利用料金（条例基準額）の見直しを行った。令和８年３月に沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）を改定し、利用料金（条例基準額）を改定した。	教育委員会生涯学習振興課

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第60号

当委員会は、令和８年９月13日執行の沖縄県知事選挙に係る当選の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおり要旨を告示する。

令和８年11月６日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　武　田　昌　則

決　定　書

沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋1038－１
異議申出人　上間　一史

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和８年９月25日をもって提起された同月13日執行の沖縄県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主　文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙における古謝玄太（以下「古謝候補」という。）の当選の効力を無効とし、次点である玉城康裕（以下「玉城候補」という。）を当選人とするとの決定を求めて、異議の申出をしたものである。

その理由及び主張するところを要約すれば、次のとおりである。

１　本件選挙の中城村開票区の開票所において、玉城候補に係る投票用紙100票が結束された投票用紙の束に古謝候補を表示するバーコード付箋（以下「有効投票決定票」という。）が貼付されているのを開票立会人が指摘し、中城村選挙管理委員会においてもその不備を認めたが、開票立会人が押印することなく当該投票用紙の束が持ち去られ、その後当該投票用紙の束がどのように処理されたのか確認できなかった。

２　中城村開票区において、一部の開票を確認しただけでも、他候補への票の上乗せが見られることから、電子的、物理的な票の改ざんが行われたと言わざるを得ず、北中城村開票区においても、全ての投票用紙の束と有効投票決定票の貼付誤りの有無の確認及び印刷票等がないかの再点検及び再集計を行う必要がある。

決定の理由

当委員会は、北中城村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対し関係する物件の提出を求めるなど、慎重に審理した。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人がその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第209条の規定によれば、当選の効力に関する異議の申出においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定を

しなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

１　選挙の効力について

⑴　およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第１項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和61年２月18日最高裁判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

⑵　開票作業における開票状況や開票結果は、開票管理者及び開票立会人等、開票所内の関係者が実際の票を確認することによって把握されるものであり、選挙の公正が担保されている。

この点、当委員会において、村委員会から提出された物件等を確認したところ、本件選挙の北中城村開票区における開票事務は、開票立会人の点検を受けた上で開票管理者が決定することとされており、開票管理者及び全ての開票立会人の確認及び署名を得て適法に開票録が作成されていることから、本件選挙の北中城村開票区における開票事務が適法に行われたとの推認を覆す特段の事情が存在するとは認められない。

したがって、本件選挙の北中城村開票区における開票事務において、法第205条第１項の選挙の規定に違反して行われたとする事情、すなわち選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事情は認められず、選挙の無効原因に該当しない。

２　当選の効力について

⑴　当委員会は、前記１のとおり、申出人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

⑵　およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成４年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

⑶　申出人の主張は、広く解すれば「各候補者の有効得票数の算定の違法」に関するものと認められるが、前記１のとおり、本件選挙の北中城村開票区における開票事務は適正に執行されているところであり、中城村開票区における開票事務を理由に、北中城村開票区においても投票用紙の束と有効投票決定票の貼付誤り等の有無の確認及び印刷票等がないかの再点検及び再集計をする必要があるとする申出人の主張は、これを採用することはできず、本件選挙に係る当選人の当選を無効とする事由に該当しない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和８年10月26日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　武　　田　　昌　　則

沖縄県選挙管理委員会告示第61号

当委員会は、令和８年９月13日執行の沖縄県知事選挙に係る当選の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおり要旨を告示する。

令和８年11月６日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　武　田　昌　則

決　定　書

沖縄県中頭郡中城村字登又309－１
異議申出人　黒島　隆子

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和８年９月25日をもって提起された同月13日執行の沖縄県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主　文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙における古謝玄太（以下「古謝候補」という。）の当選の効力を無効とし、次点である玉城康裕（以下「玉城候補」という。）を当選人とするとの決定を求めて、異議の申出をしたものである。

その理由及び主張するところを要約すれば、次のとおりである。

１　本件選挙の中城村開票区の開票所において、玉城候補に係る投票用紙100票が結束された投票用紙の束に古謝候補を表示するバーコード付箋（以下「有効投票決定票」という。）が貼付されているのを開票立会人である申出人が指摘し、中城村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）においてもその不備を認めたが、申出人が押印することなく当該投票用紙の束が持ち去られ、その後当該投票用紙の束がどのように処理されたのか確認できなかったため、令和８年９月15日に改めて村委員会に問い合わせたところ、貼付誤りを認めた。このことは、開票立会人の押印のないままどちらに集計されたか不明瞭な票があることを意味しており、他にも有効投票決定票の貼付誤りがある可能性を示している。

２　開票過程が不透明な状況で票の上乗せが見られること及び同様の筆跡や不自然な書き間違いがある票が多く見受けられたことから、電子的、物理的な票の改ざんが行われたと言わざるを得ない。

３　したがって、本件選挙の中城村において投開票された全ての投票用紙の束と有効投票決定票の貼付誤りの有無及び印刷票等がないか再点検及び再集計を行う必要がある。

決定の理由

当委員会は、申出人に対しては令和８年10月19日に口頭意見陳述の機会を与えるとともに、村委員会に対し関係する物件の提出を求めるなど、慎重に審理した。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人がその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第209条の規定によれば、当選の効力に関する異議の申出においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

１　選挙の効力について

⑴　およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第１項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和61年２月18日最高裁判決）とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

⑵　開票作業における開票状況や開票結果は、開票管理者及び開票立会人等、開票所内の関係者が実際の票を確認することによって把握されるものであり、選挙の公正が担保されている。

この点、当委員会において、村委員会から提出された物件等を確認したところ、本件選挙の中城村開

票区における開票作業はおおむね次のとおりであった。

ア　令和８年９月13日午後９時00分から、中城村役場において、開票が開始された。

イ　開披係で開披し、集積した投票を候補者別に分類し、分類箱に入れる。

ウ　無効票及び疑問票は、疑問票分類箱に入れ、審査係に回付し、審査係において有効、無効の分離をし、有効投票決定票又は無効決定票を付して点検係へ回付する。

エ　第一点検係において分類箱の候補者別有効投票に他の投票用紙が混入されていないかを確認して第二点検係へ回付し、第二点検係において第一点検係から受け取った投票用紙に他の投票用紙が混入されていないか再確認して第一計算係（ビルコン）に回付し、第一計算係（ビルコン）において第二点検係から受け取った投票用紙を計数機で100票ずつ計算し輪ゴムでとめて再点検票束係（ビルコン）へ回付し、同係において計数機で再度100票ずつ計算し輪ゴムでとめ、付箋係へ回付する。

オ　付箋係において再点検票束係（ビルコン）から受け取った100票綴りの投票用紙に、有効投票決定票を貼付して第一計算係へ回付し、第一計算係において候補者別に得票計算書により集計するとともに有効投票決定票と各束が一致しているかどうか確認して押印し開票立会人に回付する。

カ　第二計算係において開票管理者の決定した候補者を確認して押印し、得票数を開票集計システムにより読み込む。

キ　得票集積係（得票用紙整理係）において第二計算係から回付された投票用紙の束を、有効投票決定票の候補者名の貼付誤りがないか再点検し、候補者別に整理する。

ク　全ての事務の終了後、開票結果などをまとめた開票録に開票管理者及び全ての開票立会人が署名し、午後11時30分に閉会した。

⑶　申出人は、自らが指摘した後、古謝候補を表示する有効投票決定票が貼付された玉城候補に係る投票用紙の束がどのように処理されたのか確認できなかったことから、全ての投票用紙の束と有効投票決定票の貼付誤りの有無を再確認する必要がある旨主張しており、口頭意見陳述においても、開票立会人の前の作業まで戻されたことを確認しているが、当該投票用紙の束がどのように処理されたのか確認できなかった旨主張しているところ、前記⑵のとおり、付箋係が有効投票決定票を貼付した投票用紙の束は、第一計算係を経由して開票立会人への回付後、開票立会人の点検を受けた上で、開票管理者が投票の効力を決定し、第二計算係及び得票集積係（得票用紙整理係）が確認することとされている。

申出人の指摘に関しても、村委員会から提出された物件によると、開票立会人から票束の上に貼付されている有効投票決定票が違う旨の指摘を第二計算係にて受けたことから、第二計算係から付箋係へ持っていき、正しい有効投票決定票に貼付し直すよう連絡し、付箋係は正しい候補者の有効投票決定票に貼付し直し、再度第一計算係へ誤っていた旨を連絡した上で回付したことを確認したとされている。

このように、本件選挙の中城村開票区における開票事務においては、複数の開票事務従事者による確認を含む一連の開票作業を経て、申出人を含む開票立会人の点検を受けた上で開票管理者が投票の効力を決定している上、開票管理者及び申出人を含む全ての開票立会人の確認及び署名を得て適法に開票録が作成されていることから、本件選挙の中城村開票区における開票事務が適法に行われたとの推認を覆す特段の事情が存在するとは認められない。

したがって、本件選挙の中城村開票区における開票事務において、法第205条第１項の選挙の規定に違反して行われたとする事情、すなわち選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること又は選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事情は認められず、選挙の無効原因に該当しない。

２　当選の効力について

⑴　当委員会は、前記１のとおり、申出人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

⑵　およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成４年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

⑶　申出人の主張は、広く解すれば「各候補者の有効得票数の算定の違法」に関するものと認められるが、前記１のとおり、本件選挙の中城村開票区における開票事務は適正に執行されているところである。

申出人は、開票立会人の押印のないままどちらに集計されたか不明瞭な票があると主張するが、本件選挙の中城村開票区においては、前記１⑵のとおり、一連の開票作業を経て、申出人を含む開票立会人の点検を受けた上で開票管理者が投票の効力を決定しており、開票管理者及び申出人を含む全ての開票立会人の確認及び署名を得て適法に開票録が作成されていることから、申出人の主張は、これを採用することはできず、本件選挙に係る当選人の当選を無効とする事由に該当しない。

⑷　また、申出人は、開票過程が不透明な状況で票の上乗せが見られること及び同様の筆跡や不自然な書き間違いがある票が多く見受けられたことから、電子的、物理的な票の改ざんが行われた旨主張するが、法第69条の規定により、選挙人はその開票所につき、開票の参観を求めることができることとされているほか、法第66条の規定により、開票は、開票に関する事務の公正な執行を監視すること等をその任務とする開票立会人の立会いの上行われることとされており、本件選挙の中城村開票区においては、前記１⑵のとおり、一連の開票作業を経て、申出人を含む開票立会人の点検を受けた上で開票管理者が投票の効力を決定しており、開票管理者及び申出人を含む全ての開票立会人の確認及び署名を得て適法に開票録が作成されているところである。

さらに、申出人は、証拠書類において、開票速報における得票率の推移に不自然な点がある旨主張するが、各開票区における各候補者に係る得票数の推移は、前記１⑵のように、候補者別に分類された票が、各係における一連の開票作業を経て、一定の票数にまとめて整理されること等の結果であって、申出人の主張は独自の見解に過ぎない。

したがって、申出人の前記主張は、これを採用することはできず、本件選挙に係る当選人の当選を無効とする事由に該当しない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和８年10月26日

沖縄県選挙管理委員会
委員長　　武　　田　　昌　　則

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印　刷　所　沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804　那覇市首里石嶺町４丁目288番地